

名古屋観光デジタルマップ利用促進事業 業務委託 事業者評価基準及び配点

評価項目		評価ポイント	配点
業務実施	① 業務実施体制	・ 提案内容を実施できる人員が確保、配置されているか	10
		・ ビューローと連絡調整がとれ、ビューローの要望に迅速・柔軟に対応できる体制となっているか	5
	② 業務実績	・ 本業務と同種・類似した業務について、必要十分な実績はあるか（実績の内容、成果が本業務にふさわしいかについて評価）	10
企画提案	③ 業務の実施方針	・ 業務の趣旨、目的を理解し、それを達成するための的確かつ効果的な方針を提示しているか	10
		・ 本業務の内容に沿った十分な知見、ノウハウが示されているか	
	④ 提案内容の的確性	・ 提案した機能は業務の目的を達成するために効果があり的確な内容であるか	15
		・ イベントの実施及び運営について、多くの施設と参加者の参加を募ることができ、かつ実現性を備え、効果的な内容となっているか（英語対応を含む）	15
		・ 成果指標として設定した参加者及びスポット数について、その達成が十分に見込め、かつ意欲的な提案であるか	10
		・ 上記のほか、自由提案として機能向上及び利用促進につながる有効な提案があるか	5
⑤ 提案内容の実現性	・ 実施方法等が具体的で、効果的な内容であるか ・ スケジュールは適切で、実現可能なものであるか	10	
⑥ 経費	・ 見積項目、見積額は適切か ・ 経費の積算は、積算根拠や内訳が具体的に示されているか	10	
合計点			100

【 提案者の順位の決定方法 】

1 評価委員1名あたり100点満点、合計400点満点で、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を契約候補者とする。なお、各評価委員の採点の合計点で240点の点数を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

2 点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

(1) 評価項目のうち、③業務の実施方針と④提案内容の的確性の得点の合計が高い者を上位とする。

(2) (1)も同点の場合は、⑤提案内容の実現性の得点の合計が高い者を上位とする。

(3) (2)も同点の場合は、再度各評価委員から意見を聞き、委員長が順位を決定する。

*採点の基準

区分	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
配点	5点	5点	4点	3点	2点
	10点	10点	8点	6点	4点
	15点	15点	10点	7点	5点